

平成19月12月
北海道開発局

釧路川水系河川整備計画【国管理区間】(原案)に寄せられたご意見に対する
河川管理者の考え方

釧路川水系河川整備計画【国管理区間】(原案)に対して寄せられたご意見について、治水、利水、河川環境、維持管理の4項目に分類し、同趣旨と考えられるご意見を整理・集約しました。

整理・集約したご意見についての河川管理者の考えを以下に示します。

なお、文中に記載した『 』(P数字)は、河川整備計画(案)における記載文章を表しています。

【 治水】

意見1) 氾濫防止のため、新釧路川の砂州を除去して欲しい。

意見2) 河川改修にあたり、原形を変える工事は慎み、不自然とならないよう慎重に実施して欲しい。

釧路川及び新釧路川等における河道の維持管理については、『定期的に河川巡視や縦横断測量等を行い、河川の利用状況、土砂堆積や河床低下等の河道状況を把握するとともに、その状況に応じ適切に措置する』(P66)こととしています。

また、『河道断面が不足している区間は、河道への配分流量を安全に流下できるよう掘削を行う』(P49)こととしていますが、『掘削にあたっては、河道の安定性に配慮するとともに、極力、現況の瀬と淵の保全、親水性の確保に努める』(P49)こととしています。

更に、河畔林の保全、水際の多様化に向けて、『河畔林は、釧路湿原への影響を考慮しつつ、洪水の安全な流下等に支障とならない範囲で保全する』(P57)とともに、『掘削等にあたっては、断面が単調とならないよう、魚類や水生生物の生息・生育環境に配慮する』(P57)こととしています。

【 利水】

意見3) 弟子屈に発電機となる水車を設置し、釧路川のエネルギーを利用して発電を行い、照明や買電などに活用して欲しい。

『釧路川水系における河川水の利用については、主に水道用水や製紙工場等の工業用水として取水されており』(P20)、『全体の取水量に対し水道用水が35%、工業用水が63%という

利水状況』(P20)になっていますが、『今後とも関係機関等と連携し、合理的な流水の利用を促進する』(P40) こととしています。

なお、釧路川における水力発電等のエネルギー利用については、それぞれの事業者が投資効果、環境への影響等を適切に判断して行うべきものと考えています。

【 河川環境】

意見4) 下流から上流まで、魚類が常に遡上可能となる施設を整備して欲しい。
意見5) 釧路川的美観や鮭の回帰のため、また観光のため、岩保木水門を開放して欲しい。

釧路川では、『サケやシシャモ等の遡上や産卵が確認されており、これらの生息環境の保全のためには、流況や河床の状況等を維持することに加え、釧路川とその支川や流入水路等において移動の連続性を確保することが重要である』(P57) と考えています。このため、『関係機関と連携し、横断工作物や樋門地点等において、魚類等の移動の連続性の確保に努める』(P57) こととしています。

なお、岩保木水門の開放については、周辺環境への影響など様々な角度から判断する必要があります。今後とも、通水先の北海道とともに、地域の議論や関係者の意見を踏まえながら検討して参ります。

意見6) 芝のサッカー場やテニスコートを整備し、ゴミ箱やトイレを設置して欲しい。
意見7) 景観や河川利用のため、桜の木や花などを河川沿いに植えて欲しい。

河川管理者等が行う河川事業等とあわせて自治体等が緑地、公園、運動場等を整備するように、関係機関等が連携・調整して『釧路川の河川空間を地域の人々が憩いの場や自然体験学習の場等として活用できるよう、できるだけ自然を生かし、またユニバーサルデザインの考え方にに基づき水辺を整備し、人と川とのふれあいの場の整備に努める』(P59) こととしています。

『特に、釧路市等の市街部では、地域のまちづくりと連携を図りつつ、高齢者、障害者等も安心して利用でき、また利用者の安全性に配慮した河川空間の形成に努め』(P59)、『川と子供たちのふれあいの場を整備し、体験学習等への利用促進を図る』(P59) こととしています。

また、釧路市街や標茶市街、弟子屈市街では、『散策やスポーツ等で高水敷を利用する人も多く、河川と周辺の街並みが調和した河川景観の保全・形成に努める』(P58) こととしています。

意見 8) タンチョウから水銀が検出されていることから、釧路川への流入河川周辺の農地・ゴルフ場への規制・監視が必要。

意見 9) 水質改善のため、各河川に貝殻の蛇籠を埋めて欲しい。

釧路川の流入河川周辺における農地・ゴルフ場は河川管理区域外であるため、河川管理者が直接規制・監視することは困難と考えていますが、釧路川の『水質の保全にあたっては、釧路川の水質(BOD)は指定されている環境基準値を超過している箇所もあることから、定期的に水質観測を行い、状況を把握するとともに、「北海道一級河川環境保全連絡協議会」等を通じて情報を共有し、地域住民、関係機関等と連携し、環境基準を満たすように現況水質の改善に努める』(P70) こととしています。

意見 1 0) 釧路川を自然の姿に河川改修することは賛成であり、旧川復元により地域の人々に良い結果となることを望む。

意見 1 1) 幌呂川において、蛇行河川の復元が必要。

意見 1 2) 釧路湿原の生態系と釧路川水系河川の今後を考慮すると、川は本来蛇行しているという思考が必要。

意見 1 3) 水位上昇により生物の減少が考えられることから、旧川復元に際して河川の流れを良くする方法をとって欲しい。

『釧路川及びオソベツ川において、河川の生態系を保全するため、良好で多様な河川環境の保全・復元に努めるとともに、蛇行した河川形状を復元することにより、湿原への負荷を軽減し、河川本来のダイナミズムの回復・復元に努める』(P60) こととしています。

なお、釧路川には幌呂川や久著呂川等の釧路湿原内の各支川を含みます。

実施にあたっては、『「釧路湿原の河川環境保全に関する提言」や「釧路湿原自然再生全体構想」を踏まえ、地域住民や関係機関と連携して、釧路湿原自然再生協議会において十分協議の上、自然再生事業実施計画を作成するとともに、治水面との整合を図りつつ、当該実施計画に基づき自然再生事業を実施する』(P60) こととしています。

意見 1 4) 釧路川上流において、釧路湿原の保全のため、河床低下対策を実施して欲しい。

『釧路川及びオソベツ川において、土砂調整地の設置及び河道の安定化対策等により、湿原への土砂流入量の軽減に努める』(P61) こととしています。

実施にあたっては、『「釧路湿原の河川環境保全に関する提言」や「釧路湿原自然再生全体構想」を踏まえ、地域住民や関係機関と連携して、釧路湿原自然再生協議会において十分協議の上、自然再生事業実施計画を作成するとともに、治水面との整合を図りつつ、当該実施

計画に基づき自然再生事業を実施する』(P60) こととしています。

【 維持管理】

意見 1 5) 子供達の安全性を確保して欲しい。

河川空間の形成に際し、子供達に限らず利用者の安全性の確保を図ることは重要なことと考えています。

『釧路市等の市街部では、地域のまちづくりと連携を図りつつ、高齢者、障害者等も安心して利用でき、また利用者の安全性に配慮した河川空間の形成に努める』(P59) こととしています。

ご意見を踏まえ、アンダーライン部分の記述を追記します。

意見 1 6) 秩序ある河川利用のため、河川を監視して欲しい。

『地域住民と協力して河川管理を行うため、地域の人々へ様々な河川に関する情報を発信する』(P71) とともに、『地域の取り組みと連携した河川整備や、川レンジャー等の住民参加型の河川管理の構築に努める』(P71) こととしています。『さらに、地域住民、市民団体、関係機関及び河川管理者が、各々の役割を認識し、有機的に連携・協働して効果的かつきめ細かな河川管理を実施する』(P71) こととしています。

意見 1 7) 自然豊かな釧路川源流では、環境に配慮すべきであり、弟子屈市街の護岸について、それ自体環境として上手に利用するよう修復して欲しい。

弟子屈市街では、『河道断面が不足している区間は、河道への配分流量を安全に流下できるよう掘削を行う』(P49) こととしていますが、『掘削にあたっては、河道の安定性に配慮するとともに、極力、現況の瀬と淵の保全、親水性の確保に努める』(P49) こととしています。

また、弟子屈市街の特殊堤についても、河道掘削と合わせて必要な改築を行いたいと考えており、実施に際しては地域の意見を踏まえて事業を進めて参ります。